

東広島市空家対策事業費補助金の概要（R7年度版）

東広島市 建設部 住宅課（TEL：082-420-0946）

【空家住宅等改修支援事業】

自ら居住する目的で空き家を改修する人に対して補助金を交付します。

補助金額

対象経費の1／3又は上限50万円（人口減少地域については最大30万円の上乗せ）

補助対象者

東広島市空き家バンク登録を利用するなどして空き家を購入又は賃借する人
※ リフォームを実施した空き家に3年以上居住すること

対象エリア

市内全域

対象経費

内外装、設備等の改修工事費、
DIYリフォーム費用

【フラット35】地域連携型と連携しています。

詳しくは、住宅金融支援機構の
フラット35HPをご確認ください。



【空家住宅等家財撤去支援事業】

空き家に残置する家財道具等の処分をする人に対して補助金を交付します。

補助金額

対象経費又は上限10万円（ただし、延べ面積が100m²を超える空き家は最大15万円）

補助対象者

東広島市空き家バンクに登録・事前登録された空き家の所有者又は当該空き家を自ら
居住する目的で購入又は賃借する人

対象エリア

市内全域

対象経費

家財の収集、運搬、処分に係る費用（仏壇処分経費含む。なお、自ら収集又は運搬をする
場合は、その人件費に相当するものを除く。）

【空家住宅等登記支援事業】

空き家の相続登記等をする人に対して補助金を交付します。

補助金額

対象経費の1／3又は上限10万円

補助対象者

東広島市空き家バンクに登録・事前登録済みの空き家の所有者

対象エリア

市内全域（相続登記をしていない又は未登記のもの）

対象経費

専門家への委託料、登録免許税、申請に必要なとなる事務経費等



【老朽危険空き家住宅等解体除却事業】

老朽化して危険な空き家を解体・除却する人に対して補助金を交付します。

補助金額

対象経費の1／3又は上限50万円

補助対象者

空き家の所有者、法定相続人、所有者の同意を得た人

対象エリア

市内全域（空家等調査票における不良度判定基準100点以上の空き家）

対象経費

解体・除却工事費、処分手数料



【空家等再生・活用支援事業 空家等解体事業／（国庫補助金対象）】

地域活性化に資するために空き家を再生・除却をする人に対して補助金を交付します。

補助金額

空き家再生・活用支援事業 対象経費の2／3又は上限300万円

空き家解体・跡地支援事業 対象経費の1／3又は上限50万円

（ただし、国及び市予算の範囲内で採択を受けた経費内とする）

補助対象者

事業実施者 ※地域コミュニティ維持に資する用途へ10年以上活用すること

対象エリア

市内全域

対象経費

空き家の移転、増築、改築、取得に要する経費等

空き家の解体・除却、処分手数料に要する経費に要する経費等

【人口減少地域移住等住宅改修支援事業】

子育て世帯や若年夫婦世帯が人口減少地域に移住等する目的で既存住宅等を
改修する人に対して補助金を交付します。

補助金額

対象経費の1／3又は上限30万円

補助対象者

子育て世帯（18歳未満の子と同居）又は若年夫婦世帯（年齢の合計80歳以下）で、
人口減少地域に居住する親世帯と新たに同居をする方

又は人口減少地域の中古住宅を購入・相続して移住する方

※ リフォームを実施した住宅に5年以上居住すること。

対象エリア

人口減少地域（土砂災害特別警戒区域内にある住宅は除く。）

対象経費

内外装、設備等の改修工事費